NPO 法人 反 貧 困 ネットワーク広島

居住支援センターがスタート!

代表 秋田智佳子

当法人は、1月18日付けで広島県住宅課から居住 支援法人として指定を受けました。4月1日からそ の活動を開始します。

もともと、シェルター事業を実施する中で、アパー ト探し、家具什器備品購入のお手伝い、シェルター



からアパートに移る荷 物運びなどのお手伝い をしていましたので、居 住支援の活動は行って きました。その活動の中 でも、シェルターを出た 方で連絡が取れなくなったため、不動産業者に連絡 し確認いただいたところ、室内で亡くなられていた こともありました。

4月からは、こうしたシェルター利用者以外で、 広島県内の「連帯保証人を頼める家族や知り合いが いない」という方や、外国人世帯、ひとり親世帯、 子育て世帯、障がい者など賃貸住宅を探すことが難 しい方々からの依頼を受け、以下のような居住の支 援を行う予定です。

大手町事務所に居住支援のための相談室を新たに 開設しましたので、ぜひ見学にお越しください。

(1) 債務保証業務について

連帯保証人に代わる「家賃債務保証保険」を活用します。

- (2) 円滑入居促進業務について
 - ①広島県居住支援協議会の構成員。
 - ②どの地域のどのような住宅に住みたいか、住まいに望むものは何か、通院先の病院や作業所など通う先へ のアクセスなど、不動産業者に本人の希望を伝え、契約手続きを支援し、住居が決まったら、引っ越し手 伝い、家具什器備品購入を支援します。
- (3) 生活安定向上業務について
 - ①定期的または臨時の見守り訪問や電話安否うかがい
 - ②緊急時の駆けつけ対応
 - ③食料が切れた際の生活支援や生活指導
 - ④食事会などのお便り発送、居場所提供による見守り、孤独・孤立の防止
 - ⑤生活相談、カウンセリング

(4) 付帯業務について

- ①携帯を持たない方への「リスタート携帯」の購入支援
- ②病院・依存症自助グループ・障害者基幹相談支援事業所・地域包括支援センター・くらしサポートセン ター・かけはし・法テラス等へのつなぎにより、生活指導、生活福祉相談支援、就労支援を行ないます。
- ③死亡・退去時支援

希望者については、死後事務委任、家財、遺品の整理や処分などを行います。

共同募金会の御礼

今年 | 月から3月まで共同募金活動を実施し、3ヶ月間で、 189人の方から、合計 250万 2,500円の募金をいただき、 目標とする 200 万円を達成することができました。この募金 はシェルター活動、ほっとサロン活動、さらに今年度からは、 居住支援の事業に充てさせていただきます。

ありがとうございました



昨年、シェルターの ベッド9台を寄付いた だいた広島西南ロータ リークラブから年始め に、新たに2万円のほ か、お餅、お米、カッ プ麺などを寄付いただ き、お食事会で配布し て利用者に大変喜ばれ ました。

本願寺広島別院で生活困窮者支援の取組みを講演

2023年3月6日、本願寺広島別院にて、「広島における生活困窮者支援の取組み」と題し、広島県内の各地域で貧困問題に取り組むリーダー的役割を担っていただいているお坊さん20名ほどに、当NPOの取組みや相談会でよく聞く困りごとの概要などについて、お話をしてきました。

中区寺町にある安芸門徒会館「共命ホール」は、中高 時代の私の通学路のすぐ横にありましたが、これまで一 度も足を踏み入れたことがありませんでした。事前に「貧 困問題について寺院や僧侶に期待すること」について話 してほしいと宿題をいただいていましたが、そもそも私 自身が、お坊さんとはお葬式と法事のときにしか思い浮 かばない存在だったために、普段は何をしていらっしゃ るのか、ほとんど検討がつかないままでした。

講演では、①身近な貧困の問題について知ってもらう ことが大切であること、特に比較的年齢層の高い方に、

弁護士 寺本 佳代

現在の貧困や若年層を取り巻く 状況について知ってもらうこと で、過度の自己責任論、生活保 護に対する偏見、ひいてはバッ シングを防ぐことができるこ



と、②個々人が直接かつ具体的取組みができなくても、 当NPOの活動に賛同いただき、寄付などをしていただ くのも十分な活動であること、③可能であれば、もう少 し敷居の低い、身近な存在だと感じられるような情報発 信や積極的な地域支援や社会福祉活動への参加が有効な のではないか、という指摘をさせていただきました。

浄土真宗本願寺派総合研究所のホームページ(http://j-soken.jp/category/join)を見ると、SDGs、被災地支援、自死問題、非戦平和などの取組みなどが紹介されています。興味のある方はぜひ一度ご覧ください。

人は一人じゃ生きられないことを身をもって思い知る!

一シェルター利用者の思いーS. K.

私は愛知県出身です。19歳まで父母と姉の4人暮らしでした。と言っても父はトヨタに関係する仕事で海外へ出張していてほとんど会うこともありませんでした。姉も病気で10年以上も入院していて、家族で過ごした思い出はなく、ほとんど母子家庭状態でした。

高校卒業後は東京の音楽業界で働いていたのですが、派遣の期限が終了したので、次の仕事先を探しているときに、母親が病気になったと連絡があり、実家にもどって母親の看護をする生活が始まりました。

そんな中で医者から母が癌のため余命一年間と宣告されました。バラバラの家族のなかで面倒を見ることができるのは自分しかいないと思い、必死に看護を続けました。長年看護師をしていた気の強い母なので、息子に下の世話をさせることに惨めな思いを抱かせているのではないかと考えると涙がこぼれました。その母も56歳という若さで亡くなりました。四六時中面倒を見ていたので燃え尽き症候群になったのか、 I 年ほどは何もする気力もでず、投げやりになっていました。

ある日、着の身着のままで何も持たず、バスに乗って、行き着いたところが岐阜県でした。「なるようになれ!」という投げやりな気持ちでした。そのとき友人から仲居の仕事があると紹介されて、和歌山の旅館に勤めることになりました。3か月更新だったので、まあとりあえず3か月でも勤められればいいかという気持ちでしたが、突然、上

司である女将さんが退職し、会社から正社員として働いてくれと頼まれました。ところが、間もなくコロナ感染で旅館の営業が難しくなり、会社の寮でじっと待機する生活になりました。そんなとき、知人からこっちに来ないかと誘いを受け、広島にやって来ました。しばらくはその知人と一緒に住んでいたのですが、何の収入もなく、将来のことをゆっくり話せない辛い毎日でした。いろいろ考え悩んだ末に生活保護の申請をしました。そこから反貧困ネットワークのシェルターを紹介されました。

シェルターに入らせてもらって、毎日食事が届くようになってホッとしました。何と言っても声掛けしてもらえることで「一人ぼっちじゃない」ことが嬉しかったのです。

シェルターから出る日、今後の生活費をもらうために、 安佐南区の区役所に行きました。ところが、「住んでいる ことを確認してから支給します」と言われ、3日後に取り に来るように言われました。手持ちのお金がないのに、こ の間の生活をどうすればよいのかと聞いても、「規則だか ら」としか答えてくれません。そのとき、同行していた 反貧困ネットワークの方が、「上司の人と話したいので、 呼んでくれませんか」と頼み、再度話し合った結果、何と か生活費を支給してもらえることになりました。このとき、 私も今後はしっかり勉強して、自分のことは自分で守っ ていけるようになりたいと強く思いました。反貧困ネット ワークの皆さん本当にありがとうございました。



4月から新たに反貧困ネットワーク広島の職員に加わった塩見結生と申します。大学では福祉学を学び、授業、実習、ボランティア活動などを通して、福祉の知識を習得し、実際の福祉施設の現場を見たり、専門職と関わるなど多くの経験をしました。

入職後は先輩職員の方々から指導いただきつつ、 自分自身も常に学びの姿勢を忘れることなく、仕 事に励んでいこうと思っています。私自身、勉強 に終わりはないと感じており、毎日、何かを学び、 経験があります。その中で、もちろん失敗もある と思います。しかし、失敗を恥ずかしいこととは 思わず、恐れず、分からないことがあれば、職員 同士で共有し、連携を意識していきます。

そして相談に来てくださった利用者の方と接するときには、こちらの一方的な意見や支援を押し付けるのではなく、支援者と利用者がともに考え、ともに歩み、ともに支え合うことを常に心に留めて行動していきたいと考えています。支援者と利用者を分けて捉えるのではなく、同じ人として関



一歩一歩、日々成長していきますのでご期待ください

わります。

相談の内容によっては他機関と連携し、つながりの切れない未来を見据えたサポートを意識します。

最後にだれかに悩みごとを相談するのは、非常に勇気が必要なことだと思います。そんな一歩を踏み出された利用者の方々を私は感謝の気持ちを示し、できる限りの支援をしていきたいと考えています。

若輩者ではありますがどうぞこれからよろしく お願いします。

塩見 結生

生活保護基準引下げ処分取消請求訴訟・ いのちのとりで裁判について

2013年からの史上最大の生活扶助基準引き下げに対して1,000人を越す原告が全国29の地方裁判所に訴訟を提起し、これまでに、大阪地裁、熊本地裁、東京地裁、横浜地裁、宮崎地裁、青森地裁、和歌山地裁、さいたま地裁、奈良地裁と9つの原告勝訴判決が出され、減額決定処分の取り消しを認めました。広島弁護士会でも3月22日付で、生活保護基準の見直しを求める会長声明が発出されました。

ところが4月14日、大阪高裁は一審原告36名の請求を認容した一審判決を取消し、請求を棄却する逆転敗訴判決を言い渡しました。厳しい生活の中、司法に期待をして立ち上がった原告、弁護士、支援者は多大な失望と憤りを感じています。この判決は、健康で文化的な最低限度の生活の具体化について、厚生労働大臣の広範な裁量を認め、確立した専門的知見との矛盾が認められる場合に専門的知見との整合性を欠くとし、違法となる場

合を限定してしまいました。生活保護基準の引下 げは、電気代や食費代などの物価が上がる昨今、 生活保護利用世帯を含む低所得者の生活に大きな 影響を与えています。このような中、この判決は 少数者の人権を救済する司法の役割を放棄するも のです。今後も私たちは困窮者支援の現場から、 当事者の声を代弁し続けていきたいと思います。



大阪高裁の逆転判決に屈せずガンバロー! 原告・支援者の人たち

3月22日開催の

なんでも電話相談会

3月電話相談会結果報告

3月22日(水)午前10時から午後4時まで、広島弁護士会館で何でも電話相談会(広島弁護士会主催)を開催しました。2022年度は4回とも電話相談会としました。3月は自殺対策強化月間となっていることから、日弁連全国一斉「暮らしとこころの相談会」に合わせて実施したものです。

相談件数は 40 件で、用意した 5 台の電話が全てうまり、折り返し待ちの状態でした。携帯電話をスピーカーでの聞き取り状態にして、複数の専門家が交互に対応し、臨床心理士の方、保健師の方にも、こころの相談に対応していただきました。他業種の方から「弁護士さんと一緒に相談対応させていただき、本当に勉強になります」という感想もいただき、これもワンストップ相談のメリットと言えます。

- ・夫を亡くし、今後、自分が死んだ後のことが不安で相談相 手もいない。
- ・人に騙されて携帯電話を買ってあげたら他人に渡り、未払 いのためブラックリスト扱いになった。
- ・居住マンションのローンは完済しているが、仕事がなくなり、年金が少ないため預金を取り崩して生活している。生活保護は受けられるか。
- ・持ち家だが古く、トイレが故障し水が漏れる。うつ状態で 働けないため生活保護を受けている。修理代を福祉事務所 で出してもらえるか?
- ・月に障害年金6万円とB型就労で3,000円の合計6万3,000円。母と2人暮らしだが、将来、母が亡くなったらどうしたらよいか不安、生活保護は受けられるか?

今後の相談会の予定

- ・2023 年 6 月 6 日 (火) 10 時~ 16 時 暮らしとこころの総合相談会(反貧困ネットワーク主催) (面談・電話)
- ・2023 年9月5日 (火) 10 時~ 16 時 暮らしとこころの総合相談会 (広島弁護士会主催) (面談・電話)

※会場 広島弁護士会館(予定)

・死後事務を引き受けてくれる団体はあるか? 法外な料金 を取るところがある。

など深刻な相談が寄せられました。

(相談件数) 40 件 (男性 14 名、女性 26 名) (30 代 4 名、40 代 3 名、50 代 6 名、60 代 3 名、70 代以上 9 名、不明 15 名) (相談種別) こころ 9 件、借金 6 件、消費者問題 5 件、損害賠償4件、賃貸借 3 件、離婚 2 件、面会交流・養育費 1 件、相続 3 件、生活保護・生活苦 3 件、賃金未払等労働 3 件、死後事務 1 件

反貸困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2023年3月31日まで

(単位:世帯)

年代	男性	女性	合計
10代	9	18	27
20代	165	71	236
30代	290	66	356
40代	360	96	456
50 代	285	62	347
60代	200	43	243
70 代	103	30	133
80代	14	9	23
不明	16	27	43
合計	1,442	422	1,864
単身 1,723	夫婦 41	親子 95	その他 4

●寄付のお願い

- ・米(玄米)、ラーメン、そうめんなど保存食品、タ オル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び 可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺 いますのでご連絡ください。

シェルターへの問合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ平日 10:00~17:00 電話 082-545-7709 または電話 090-4890-1579 居住支援センターは 電話 082-545-7705 まで

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島

広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階 広島総合法律会計事務所内

電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200 大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階 会費・寄付振込先

ホームページ▼

- ●正会員(個人)年会費2,000円
- ●正会員(団体)年会費 5,000 円
- ●賛助会員(個人)年会費 5,000円
- ●賛助会員(団体)年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島

|広島銀行|| 日島文店|| 普通 3235401 反負困ネットワーク広島 |郵便為替|| 01390-1-98338 加入者|| 反貧困ネットワーク広島